

議案第92号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月31日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第38条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第5条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第5条の4第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の税率を1パーセント分軽減する特例措置について、適用期限を令和3年3月31日から同年12月31日に延長する必要がある。